

植物防疫法施行規則の改正について

改正内容の詳細は、植物防疫所ホームページをご覧ください。また、地域及び植物ごとの輸入条件は、輸入条件データベースで調べることができます。

輸入条件データベース (<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml>) (改正準備中)

①検疫有害動植物（別表 1）の改正

区分	検疫有害動植物の見直し
第 1 有害動物	
(1) 節足動物	
	(追加) <i>Pammene fasciana</i>
	【削除】 <i>Haplothrips nigricornis</i> , <i>Haplothrips robustus</i> , <i>Phenacoccus solenopsis</i>
	(変更：2 種へ再分類) <i>Copitarsia turbata</i> <i>Copitarsia corruda</i> <i>Copitarsia decolora</i> [シノニム： <i>Copitarsia turbata</i>]
(3) その他無脊椎動物	
	【削除】 <i>Helix aspersa</i>
第 2 有害植物	
(1) 真菌及び粘菌	
	(追加) <i>Diaporthe vaccinia</i>

(3) ウイルス（ウイロイドを含む）	
	（追加） <i>Indian peanut clump virus</i> , <i>Maize chlorotic mottle virus</i> , <i>Pea early-browning virus</i> , <i>Tomato brown rugose fruit virus</i> , <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i> , <i>Zucchini green mottle mosaic virus</i>
(4) その他植物病の病原体	
	【削除】 <i>Grapevine vein necrosis</i>

②輸出国における栽培地検査が必要な地域及び植物（別表 1 の 2）の改正

項	対象病害虫、対象地域及び植物の見直し
2	<i>Tuta absoluta</i> （トマトキバガ）
	（地域の追加）アゼルバイジャン、ノルウェー、ブルキナファソ、ベナン、ハイチ （植物の追加）はこべおすきの生茎葉
3	<i>Meloidogyne chitwoodi</i> （コロンビアネコブセンチュウ）
	（地域の追加）スウェーデン （植物：変更なし）
7	<i>Radopholus similis</i> （バナナネモグリセンチュウ）
	（地域の追加）香港、アメリカ領サモア、ニウエ、ノーフォーク島 （植物の追加）エpipレムヌム・アウレウム、ブセファランドラ属植物の生植物の地下部
8	<i>Meloidogyne enterolobii</i>
	（地域の追加）ポルトガル （植物の追加）くちなし、ケレウス・ヒルドマンニアヌス、とうぐわなどの生植物の地下部
16	<i>Eutypa lata</i>
	（地域：変更なし） （植物の追加）サリックス・マクロナタの生植物（種子及び果実を除く）
17	<i>Guignardia citricarpa</i>
	（地域の追加）インド、ウルグアイ （植物：変更なし）
19	<i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> （インゲンマメ萎ちょう細菌病菌）
	（地域の追加）ザンビア （植物：変更なし）
20	<i>Pantoea stewartii</i> （トウモロコシ萎ちょう細菌病菌）
	（地域の追加）ウクライナ （植物：変更なし）

※ 地域名の名称変更は記載を省略しています。

③輸入禁止となる地域及び植物（別表 2）の改正

項	対象病害虫、対象地域及び植物の見直し
2	<i>Bactrocera dorsalis</i> species complex（ミカンコミバエ種群）
	（地域の追加）レユニオン （植物：変更なし）
16	<i>Erwinia amylovora</i> （火傷病菌）
	（地域の追加）ジョージア （植物：変更なし）
17	<i>Candidatus Liberibacter africanus</i> （カンキツグリーニング病菌アフリカ型） <i>Candidatus Liberibacter americanus</i> （カンキツグリーニング病菌アメリカ型） <i>Candidatus Liberibacter asiaticus</i> （カンキツグリーニング病菌アジア型）
	（地域の追加）オマーン、アルゼンチン、グアテマラ、コロンビア、ベネズエラ （植物：変更なし）

※ 地域名の名称変更は記載を省略しています。

④輸出国での特別な検疫措置の対象とする地域及び植物（別表 2 の 2）の改正

項	対象病害虫、対象地域及び植物の見直し
1	<i>Anastrepha fraterculus</i> （ミナミアメリカミバエ）
	（地域：変更なし） （植物の追加）くだものどけいの生果実
3	<i>Anastrepha ludens</i> （メキシコミバエ）
	（地域：変更なし） （植物の追加）マメーサポテの生果実
6	<i>Bactericera cockerelli</i>
	（地域の追加）エクアドル （植物：変更なし）
7	<i>Bactericera nigricornis</i>
	（地域の追加）ベルギー、チュニジア （植物：変更なし）
8	<i>Bactericera trigonica</i>
	（地域の追加）ハンガリー、フランス、チュニジア、モロッコ （植物：変更なし）
20	<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>
	（地域の追加）ベルギー、ポルトガル、チュニジア、ノーフォーク島 （植物：変更なし）
21	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3
	（地域の追加）アルゼンチン （植物：変更なし）

23	<i>Xylella fastidiosa</i>
	(地域の追加) イスラエル (植物の追加) ぎょうぎしば、ぎんばいか、げつけいじゆ、のりうつぎ、ひとつばえにしだ属植物などの生植物(種子及び果実を除く)
29	<i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> (トマト退緑萎縮ウィロイド)
	(地域の追加) ハワイ諸島 (植物: 変更なし)
30	<i>Pepper chat fruit viroid</i>
	(地域: 変更なし) (植物の追加) トマトの種子
31	<i>Tomato planta macho viroid</i>
	(地域: 変更なし) (植物の追加) トマトの種子

※ 地域名や植物名の名称変更は記載を省略しています。

新たに追加された検疫有害動植物

輸出国の政府機関により発行された検査証明書又はその写しに、遺伝子診断などの適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、対象となる検疫有害動植物に侵されていないことが特記されている必要があります。

33	<i>Indian peanut clump virus</i>
	(対象地域) インド、パキスタン (対象植物) 【栽培の用に供する種子】あわ、こむぎ、しこくびえ、とうじんびえ、とうもろこし及びらつかせい 【栽培の用に供し得る生植物(種子、果実を除く)】あわ、いね、おおむぎ、オルデンランディア・アスペラ、こむぎ、しこくびえ、とうじんびえ、とうもろこし、ばんばらまめ、もろこし、らつかせい
34	<i>Maize chlorotic mottle virus</i>
	(対象地域) タイ、台湾、中華人民共和国、スペイン、ウガンダ、エチオピア、ケニア、コンゴ民主共和国、タンザニア、モザンビーク、ルワンダ、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、ブラジル、ペルー、メキシコ、ハワイ諸島 (対象植物) 【栽培の用に供する種子】とうもろこし 【栽培の用に供し得る生植物(種子、果実を除く)】コイクス・キネンシス、さとうきび、しこくびえ、せいばんもろこし、とうもろこし、もろこし
35	<i>Pea early-browning virus</i>
	(対象地域) イタリア、英国、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ポーランド、アルジェリア、エチオピア、モロッコ、リビア (対象植物) 【栽培の用に供する種子】えんどう、そらまめ 【栽培の用に供し得る生植物(種子、果実を除く)】アルファルファ、いんげんまめ、

	えんどう、きばなのはうちわまめ、そらまめ
36	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i> (対象地域) 中華人民共和国、イスラエル、トルコ、ヨルダン、イタリア、オランダ、ギリシャ、メキシコ (対象植物) 【栽培の用に供し得る生植物（果実を除き、種子を含む）】とうがらし、トマト
37	<i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i> (対象地域) インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、イラン、イタリア、エストニア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、セーシェル、チュニジア、モロッコ (対象植物) 【栽培の用に供し得る生植物（種子、果実を除く）】あまめしば、いぬほおずき、エクバリウム・エラテリウム、おくら、カロトロピス・プロケラ、きゅうり、クロトン・ボンブランディアナム、けし、ケナフ、けぶかわた、コッキニア・グランディス、ささげ、しろばなようしゅちようせんあさがお、すいか、だいず、たかざぶろう、とうがん、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとうり、ばれいしょ、へちま、ペポかぼちや、メロン、モルディカ・ディオイカ、ゆうがお、とうがらし
38	<i>Zucchini green mottle mosaic virus</i> (対象地域) 大韓民国、中華人民共和国 (対象地域) 【栽培の用に供する種子】すいか、ペポかぼちや 【栽培の用に供し得る生植物（種子、果実を除く）】すいか、ペポかぼちや、ゆうがお

上記②④の見直しにより、これまで輸出国で特別な検疫措置を行う必要がなかった植物について検疫措置が必要となったり、これまで輸出国でも特別な検疫措置を行う必要があり、これに追加して別の検疫有害動植物に対する検疫措置が必要となったりする場合がありますので、ご注意ください。

(追記例)

基本的なパターン

Fulfills item (項番) of the Annexed Table (施行規則別表の番号) of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

Tomato brown rugose fruit virus の例

Fulfills item 36 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

Fusarium oxysporum f. sp. pisi (エンドウ萎ちよう病菌) に加え、*Pea early-browning virus* に対する検疫措置が必要となった例

Fulfills item 10 of the Annexed Table 1-2 and item 35 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

⑤非検疫有害動植物の改正

区分	追加
第 1 有害動物から除くもの	
(1) 節足動物	
	<i>Amrasca biguttula</i> (フタテンミドリヒメヨコバイ) (栽培の用に供する植物に付着するものを除く。), <i>Corcyra cephalonica</i> (ガイマイツツリガ), <i>Earias vittella</i> (クサオビリンガ), <i>Haplothrips robustus</i> (ハプロスリプス・ロブスタス), <i>Phenacoccus solenopsis</i> (クロテンコナカイガラムシ) など
(3) その他無脊椎動物	
	<i>Helix aspersa</i> (ヒメリンゴマイマイ)
第 2 有害植物から除くもの	
(1) 真菌及び粘菌	
	<i>Stemphylium vesicarium</i> (ネギ葉枯病菌)
(3) ウイルス	
	<i>Grapevine fleck virus</i> (ブドウフレックウイルス), <i>Grapevine rupestris stem pitting – associated virus</i> (ブドウステムピットング随伴ウイルス)

施行日について

新たな規則は、①の検疫有害動植物の削除、②③④の地域名の修正（変更）及び⑤の非検疫有害動植物の追加については即日（令和 2 年 5 月 11 日）、それ以外については令和 2 年 11 月 11 日から施行されます。11 月 11 日前後の対応は以下のとおりです。

②輸出国における栽培地検査が必要な地域及び植物（別表 1 の 2）の改正

施行日以降に輸入検査される栽培地検査対象植物で植物検疫証明書に栽培地検査に関する追記がない場合は、輸入禁止となります。

前	施行日	後	対応
申 請→ 卸 下→ <u>検 査</u>			栽培地検査対象外
申 請→ 卸 下→	<u>検 査</u>		栽培地対象
卸 下→ 申 請→	<u>検 査</u>		栽培地対象
申 請→	卸 下	→ <u>検 査</u>	栽培地対象
卸 下→	申 請	→ <u>検 査</u>	栽培地対象

③輸入禁止となる地域及び植物（別表 2）の改正

輸入禁止植物は日本に卸下した日で判断されます。

前	施行日	後	対応
申 請→ <u>卸 下</u> → 検 査			検査品
申 請→ <u>卸 下</u> →	検 査		検査品
<u>卸 下</u> → 申 請→	検 査		検査品
申 請→	<u>卸 下</u>	→ 検 査	禁止品
<u>卸 下</u> →	申 請	→ 検 査	検査品

④輸入禁止地域及び輸入禁止植物（別表 2 の 2）の改正

施行日以降に輸入検査される特別な検疫措置対象植物で植物検疫証明書に輸出国での特別な検査措置に関する追記がない場合は、輸入禁止となります。

前	施行日	後	対応
申 請→ 卸 下→ <u>検 査</u>			特別な検疫措置対象外
申 請→ 卸 下→	<u>検 査</u>		特別な検疫措置対象
卸 下→ 申 請→	<u>検 査</u>		特別な検疫措置対象
申 請→	卸 下	→ <u>検 査</u>	特別な検疫措置対象
卸 下→	申 請	→ <u>検 査</u>	特別な検疫措置対象